

総統企第 109 号
平成 13 年 5 月 11 日

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 274 号
法人企業統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

財務省は、法人企業統計調査（指定統計第 110 号を作成するための調査）について、コンピュータ・ソフトウェアに関する会計処理基準が新たに設定されたことを踏まえ、急速に進展しつつある企業の情報化投資をよりの確に把握するため、平成 13 年調査から、無形固定資産に計上されたコンピュータ・ソフトウェアの取得額を把握できるよう調査事項の見直しを行った上で実施することを計画している。

本調査については、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言、統計の利用面からの要請等を踏まえ、検討する必要がある。